○防衛省告示第百八十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和八年七月三日次のとおり決定された。

令和八年七月七日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇七四	大湊地区総監部	むつ市	国有	土地…約一、〇〇〇平方メートル 建物…約六九〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。

使用期間…一　令和八年七月十一日から同月二十三日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の追加期間

二　海上自衛隊大湊地区総監部の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連がある条項が適用される。

五一二〇	日出生台・十文字原演習場	由布市	国有	土地…約七六〇〇平方メートル 建物…約三〇〇平方メートル 工作物…水道等 陸上自衛隊が施設整備を実施するため追加提供する。

使用期間…一　年約六週間

二　その設置期間中は、仮設建物等を設置する場合は、陸上自衛隊湯布院駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連がある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
2　北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
3　北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
4　北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二　高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和八年七月十一日から同月二十三日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

国会事項

衆議院

答弁書受領

七月三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山本ジョージ提出円借款で建造されたモロッコ王国・国立漁業研究所の海洋・漁業調査船が西サハラの海域で公然と調査を行っている件に関する質問に対する答弁書

報告書受領

七月三日内閣から次の報告書を受領した。

国会法附則第十一項の規定に基づく令和七年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告

参議院

報告書受領

七月三日内閣から、国会法附則第十一項の規定に基づく令和七年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告を受領した。

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　大住日南子

大阪地方検察庁検事に配置換する

大阪地方検察庁堺支部勤務を命ずる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（七月三日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　溝渕　章展
同　林　雅子　同　野口　晶寛

東京簡易裁判所判事に補する（各通）　同　小川　惠輔

佐久簡易裁判所判事に補する　三浦　裕輔

佐久簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　同

大阪簡易裁判所判事に補する　同

金沢簡易裁判所判事に補する　菅　洋輝

同　賀嶋　敦

熊本簡易裁判所判事に補する　同　百瀬　玲

郡山簡易裁判所判事に補する　同　谷池　政洋

いわき簡易裁判所判事に補する　東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　日野　直子

東京家庭裁判所判事に補する　部の事務を総括する者に指名する　水戸地方裁判所判事兼水戸家庭裁判所判事・水戸簡易裁判所判事　佐々木健二

東京高等裁判所判事に補する　東京簡易裁判所判事に補する　東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　三井　大有

水戸地方裁判所判事に補する　部の事務を総括する者に指名する　兼ねて水戸家庭裁判所判事に補する　水戸簡易裁判所判事に補する　千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補・千葉簡易裁判所判事　岸本　若菜

大阪家庭裁判所判事補に補する　大阪家庭裁判所岸和田支部勤務を命ずる　兼ねて大阪地方裁判所判事補に補する　大阪地方裁判所岸和田支部勤務を命ずる　岸和田簡易裁判所判事に補する　鹿児島地方裁判所判事補兼鹿児島家庭裁判所判事補・鹿児島簡易裁判所判事　赤坂　誠悟

神戸地方裁判所判事補に補する　神戸地方裁判所姫路支部勤務を命ずる　兼ねて神戸家庭裁判所判事補に補する　神戸家庭裁判所姫路支部勤務を命ずる　姫路簡易裁判所判事に補する（以上七月一日）

○定年退官

簡易裁判所判事森義之は六月三十日限り定年退官

名古屋市

○人事委員会委員再任

二神望委員は、六月十二日再任された。